

平成 26年2月13日  
一般社団法人日本相続学会  
(担当 専務理事 酒井 利直)

## 金融機関の相続手続きの統一化と簡素化に関する提案書

### 1. 一般社団法人日本相続学会とは

「円満かつ円滑な相続」を目標とし、①相続学という学問領域を確立すること②会員が地域で連携すること③会員が情報交換と研鑽を重ねること④研究結果等の情報を広く社会に公開すること⑤適時、政府や民間機関などに対して政策提言や改善要求を行うこと等の課題に取り組んでいる学会です。本学会は、相続に関連をもつ様々な実務家・関係者・研究者の参加を得て約1年半前に設立され現在の会員数は約150名です。

### 2. 提案の趣旨

「円滑な相続」を推進するため、極力相続人の負担を軽減するとともに、各銀行の事務負担の軽減とリスク回避のバランスを考慮して、遺産分割協議書の積極的利用を中心に後記内容の提案を行うものです。

### 3. 相続預金払戻しの現状

近年、高齢化が進み預金者の死亡による相続預金の取扱件数は増加しています。また、高齢に達してから死亡するため、その相続人も高齢化しています（いわゆる老・老相続）。相続人の高齢化などにより、預金やその他の資産についても、不動産と同様に司法書士や金融機関等第三者の専門家（以下専門家）に手続きを依頼するケースが増えています。

預金の相続手続きを行うために届出人が窓口に来店します。しかし、案件ごとにだれが届出人になるかは異なります。窓口相談に行く届出人は、相続人の全員、相続人の一部の者、遺言執行者、相続人から委任を受けた専門家などです。遺言があるケース、遺産分割協議が成立し協議書も揃っているケース、遺産分割協議も行っていないケースなど様々な事案があることと思います。

整理すると、

- ①遺産分割協議前の場合
- ②遺産分割協議は成立したが遺産分割協議書の作成は行っていない場合
- ③遺産分割協議が成立して遺産分割協議書がある場合
- ④遺言書がある（公正証書、検認済自筆証書遺言）場合
- ⑤裁判関係の書類（調停調書、審判書）がある場合

などに分類することができると思います。

③や④のケースであっても、銀行ごとに対応が異なっているというのが現状です。

どのように異なっているかその一例を申しあげますと、

例えば、③のケースでは、

土地建物、金融資産、預貯金など記載した遺産分割協議書と相続人全員の印鑑証明書や被相続人や相続人全員の除籍・戸籍謄本一式（以下、「相続関係書類一式」という）があれば、銀行預金を取得する相続人が単独で銀行窓口に向いて銀行の払戻請求書を記載して手続きが完了し、完了後に相続関係書類一式をコピーしたうえで返却してくれる銀行があります。

一方相続関係書類一式を用意してあっても、「銀行所定の相続手続き依頼書」に相続人全員の連署及び実印並びに印鑑証明書を求める銀行があります。

また、相続関係書類一式で対応可能な銀行においても、別途「相続人全員の印鑑証明書だけは3か月以内の原本」を必要とする銀行もあります。

④のケースでは、遺言書（検認済自筆証書遺言、公正証書遺言）において単独相続する相続人が単独で銀行窓口に向いて銀行の払戻請求書を記載して手続きが完了し、完了後に遺言書と戸籍一式をコピーしたうえで返却してくれる銀行があります。

しかし、銀行窓口を持ち込まれた遺言書が最新かどうか判断しかねるためだと思いますが、公正証書遺言検索システムの結果を公証人から証明書で取得して、遺言書とその検索結果の証明書を添付しないと応じない金融機関があると聞いています。

さらには、遺言書と戸籍関係一式を用意してあっても、「銀行所定の相続手続き依頼書」に相続人全員の連署及び実印並びに印鑑証明書を求める銀行があります。

同じ銀行であれば支店ごとで手続きが異なることはあまりありませんが、窓口の担当者の経験レベルからくる対応の違いはあります。

#### 4. 問題点

手続きや徴求される書類の範囲について銀行ごとに異なるため、すべての預金払戻しが完了するまでに時間がかかり相続人の負担は相当なものになります。

遺産分割協議が成立し協議書の作成も終了した後に、銀行から別途書類の提出を要求される場合に、署名や印鑑証明書の追加提出に応じない相続人がいてその対応に苦慮する事例も散見されます。

#### 5. 要望の主なポイント

##### （1）遺産分割協議書・遺言書の活用による手続き簡素化

「遺産分割協議書」が整っている場合でも、個別行が相続人から徴求する「相続手続き依頼書」（全銀協 HP では「名義書換依頼書」）について金融商品を継承しない相続人全員の署名・実印押印を求められるケースが多いと思われそうですが、当該金融商品を継承する相続人のみの署名・実印押印で済むように改めていただきたいと要望します。

なお、信憑性・信頼性の高い遺言書がある場合も極力同様の取扱いをお願いしたいと要望します。

##### （2）印鑑証明書の有効期間の6か月への統一

印鑑証明の有効期限について銀行により3か月以内または6か月以内の対応に分かれています。これを長い期間の6か月に統一してほしいと要望します。

印鑑証明書については原本還付できるように統一して欲しいと要望します。

(3) 遺言執行者による預金相続手続について、銀行により窓口の対応が異なる場合が散見されます。遺言執行者による預金相続手続に対する対応について、理解を深めて頂くべくご指導いただきたいと要望します。

(4) 最後に貴協会のホームページの掲載内容についての要望です。貴協会のホームページでは、「法定相続」と「遺言相続」が並列的に説明されていますが、「遺言相続は原則（すなわち遺留分の制限はあるものの）法定相続に優先する」という説明を加えて頂きたいと思います。一部の相続人あるいはその配偶者の介護負担に対する被相続人の遺志を尊重する等遺言書による相続が利用されることが今後増えてくると考えられますので、一歩踏み込んだご説明をお願いしたいと思います。

以上